

議第19号

高山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

高山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準を定める  
条例の一部を改正する条例

高山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準を定める条例  
(平成24年高山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。